

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	2四議第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）	四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）		
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和2年9月24日（木）		
				会議時間	10時00分～10時35分		
出席委員	委 員 長 上 岡 正			欠席委員			
	副 委 員 長 川 渕 誠 司						
	委 員 白 木 一 嘉						
	委 員 平 野 正						
	委 員 谷 田 道 子						
	委 員 上 岡 真 一						
その他	委 員 外 議 員 松 浦 伸						
	委 員 外 議 員 寺 尾 真 吾						
執行部出席者	市民病院事務局長 原 憲 一						
事務局	事務局長 西 澤 和 史						
	総務係長 武 内 直 樹						
記 録							
<p>令和2年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案1件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●第 35 号議案「賠償の額の決定及び和解について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：原市民病院事務局長】

これは地方自治法第 96 条第 1 項 13 号の規定により議会の議決を求めるもので、損害賠償の額は 200 万円、相手方は[]。事故の概要について、本年 5 月 18 日、外来透析中であった 86 歳男性、[]が、抜針事故による出血性ショックにより死亡したことに伴うものである。透析中は、通常、回路の抜針を防ぐためにロープを持たせて上腕固定をしているが、ご本人がそれを嫌がり、抜ける可能性があるから、という説明もしたが、絶対大丈夫だから、ということでロープを取らず、手を握らせて透析を行っていた。そのことで、手首の動きにより穿刺部にテンションがかかり抜けた可能性が否定できないもの。また、当時は 5 月でコロナ禍の関係で換気のため窓を常時開けていたせいも、寒いということで布団を首までかぶっており、穿刺部が覆われていたことにより発見が遅れたことが考えられる。原因として考えられることについては事故後、他の患者さんに対して改善を行っている。当日の医療行為において何か抜かっていたとか、やるべきことをやらなかったということではないが、検証の結果、改善した点があったということで、全く予見可能性がゼロであったとは言えないと判断し、市は一定の責任を認め、被害者の甥である [] に和解金 200 万円を支払うこととし、和解をしたいというもの。和解条項については、200 万円を市が加入する医師賠償責任保険の引受保険会社、損害保険ジャパンから直接振り込むことにより支払うというもの。2 点目については、これをもって一切が円満に解決し、今後相互に何ら債権債務がないことを確認するという 2 点。

【質疑：平野委員】

市が当初想定していた損害賠償額と、実際に決定した損害賠償額とは金額の差異はあったか。

【答弁：原市民病院事務局長】

この件については当然訴訟にはなっていないし、相手側から市民病院に責任を取れというような申し出があった事実も無い。我々としては請求がなければ賠償無しということもあるが、病院内で検証した結果、一定の責任はあるだろうという結論に至ったので、こちらから遺族の方に連絡をして病院の検証内容を説明し、一定の責任があると考えております。保険にも入っておりますので、損害賠償という形で病院の謝罪の気持ちを表したいと考えておりますが、どうでしょうかというふうな意思確認を行った。それを受けて、そういうことであればお願いしますということとなった。額については、保険会社と相談し、病院の過失の程度を勘案し、病院としての謝罪の気持ちを表すということで、100 万円から 200 万円かどうかという提示を受けた。それで私の方が仮に 200 万円ぐらいでどうですかというふうな申し出をご遺族にしたところ、額についてはもう何も言いませんとの回答であった。それを受けて、私の方が保険会社に連絡をし、200 万円、当初から上限という事で提示を受けていたので、200 万円と和解をしたいということで申し入れをして、それを受け入れてくれたという経緯となっている。

【質疑：平野委員】

透析を行うのにマニュアル的なものはないのか。

【答弁：原市民病院事務局長】

詳しくは承知していないが、マニュアルはある。

【質疑：谷田委員】

今後の改善点を教えてほしい。

【答弁：原市民病院事務局長】

針の固定を、ご本人の申し出があったとしても説明をした上で例外なく上腕固定をさせてもらうということにした。布団をかけたことで出血の発見が遅れたという可能性があるのも、透析中は穿刺部の腕を外に出して確認できるようにするという改善をとっている。

【質疑：上岡真一委員】

損害賠償の申し出をした人が、亡くなられた方の甥にあたるということだが、何親等までそういうことができるのか。

【答弁：原市民病院事務局長】

何親等までについては分からないが、ご本人が亡くなっているのも、損害賠償請求権は当然相続ということになる。対象者となる妻も子供もいない。ご本人の相続人は兄弟になるが、妹が 1 人いて、兄は 2 人だがいずれも亡くなっている。兄弟は、子供に一代だけだが代襲相続されることになるので、相

続人は、妹と甥、姪となる。

【質疑：川渕副委員長】

過去これまでに同様なケース、類似したものはあるか。

【答弁：原市民病院事務局長】

透析中における死亡事故はこれが初めてである。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に管外視察について協議を行った。

－小休－

－正会－

行政視察は、10月9日までに各委員が事務局または正副委員長に視察希望先を連絡し、その後、委員会を開催することに決定した。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。